**2024衆議院選挙　公開質問への回答一覧**

日本私大教連中央執行委員会は、各政党に10月8日に私立大学政策に関する公開質問状を送付し、回答締切日の10月12日までに立憲民主党、社会民主党、自由民主党、日本共産党、れいわ新撰組、日本維新の会より回答が寄せられました（回答到着順）。ぜひ選挙の参考にしてください。

# 質問１．私立大学等経常費補助と私大生の学費負担軽減をめぐる政策について

　わが国の高等教育段階における学費の家計負担の重さは、国際的にみても突出しており、現在および今後の急激な少子化を招く大きな要因になっているといえます。そこで、この問題に関連する高等教育政策についての貴党のお考えをお聞かせください。

|  |
| --- |
| （１）家計の経済的事情による教育格差を是正するため、大学で学ぶ意思のあるすべての若者が安心して大学に進学できるようにするためには、2012年に政府が留保を撤回した「高等教育の漸進的無償化」の早期実現を図る必要があると思いますが、貴党はこの点についてどうお考えですか。また、実現に向けた財源についてもお答えください。 |
| 立憲民主党 | 教育は国が一義的な責任を持つという観点から、国際人権規約A規約第13条の漸進的無償化を実現するために大学等の高等教育の授業料を引き下げていくべきだと考えています。財源については、不合理な歳出を徹底的に見直して削減するとともに、再分配機能の強化に重点を置いた抜本的な税制改革に取り組み、その結果として生じる税収増等により確保したいと考えています。 |
| 社会民主党 | ２０２０年から「大学等修学支援制度」が始まっていますが、対象は限られまだまだ十分とは言えません。対象を広げ、私立大学の減免額を引き上げるなど漸進的に無償化をはかる必要があります。財源は特定の税源に偏らず、大企業などへの累進課税の強化など応能負担を求めるべきです。 |
| 自由民主党 | 進学を希望する全ての若者が、自らの夢を実現できる社会にするため、高等教育の無償化を大胆に進めます。これまでも、低所得世帯を対象として高等教育の無償化を実施してきたところですが、本年度には給付型奨学金等の対象を拡大し、さらに令和７年度には無償化の対象を拡大することとしており、今後とも、高等教育費の負担軽減を大胆に進めてまいります。財源については、教育国債を含め、あらゆる方法を検討していますが、まずは毎年の予算編成において財源を確保しつつ、着実に必要な教育予算の確保・増額を進めてまいります。 |
| 日本共産党 | 2012年に当時の民主党政権が留保を撤回した「高等教育の漸進的無償化」は、早期に実現する必要があると考えます。日本共産党は高等教育無償化＝「学費ゼロ」にむけて、(1)ただちに授業料半額・入学金ゼロ、(2)給付中心の奨学金の創設、(3)奨学金返済の半額免除を行う緊急提案を発表しています。<https://www.jcp.or.jp/web_policy/2023/06/post-957.html>実現に向けた財源としては、法人税制の改革（大企業優遇の是正、法人税率を２８％に戻す）で9.1兆円、所得税等の改革（大株主優遇の是正、最高税率の引上げなど）で2.3兆円、新たな税制の創設（富裕税・為替取引税など）で3.2兆円、歳出の改革（軍事費・原発推進予算・政党助成金など）で7.4兆円の合計22兆円を生み出す「経済再生プラン」を提案しています。<https://www.jcp.or.jp/web_policy/2023/09/post-966.html>その一部を活用するだけで、実現できます。自民党政府は5年間で43兆円もの大軍拡をすすめようとしており、来年度概算要求でも軍事費は8兆5389億円と文教関係予算の要求額（4兆3883億円）の約2倍に達しています。こうした逆立ちした政治を切りかえれば予算は十分にあります。 |
| れいわ新撰組 | 賛成です。教育は未来を担う人々への投資であり、受益者は社会全体と考えています。高等教育（大学院まで）の教育無償化政策は、今回の衆院選マニフェストにも記載されています。財源は、国債発行で賄います。 |
| 日本維新の会 | 高等教育の無償化については賛成である。日本維新の会は教育無償化を掲げてきた。憲法を改正して教育無償化を国是とするべきである。財源は、規制改革なとの経済成長策の実施による税収増で賄う。教育は将来への投資である。 |

|  |
| --- |
| （２）現行の「大学等修学支援制度」は、「年収要件」以外に「成績要件」及び定員充足状況や実務家教員の配置等の「機関要件」を設けて支援対象を選別しています。私たちは「年収要件」のみを基準にした制度に変更すべきであると考えます。この点について貴党はどうお考えですか。 |
| 立憲民主党 | 大学等授業料の無償化を進めることが必要ですが、実現するまでは、現行制度の要件変更を含めて、多くの学生が対象となるようにすべきであると考えます。 |
| 社会民主党 | 制度は学びたい学生の権利を保障することを第一にするべきだと考えます。「成績要件」については、大学に合格している時点で一定程度の学力を有していることが証明されているため、不要です。また、「機関要件」は基本的に学生にとっては関係の無い要件です。「年収要件」のみで十分です。 |
| 自由民主党 | 「高等教育の修学支援新制度」は、公費により返還不要の形で支援するものであることや、学生等が卒業後に社会で自立し、活躍できるようになることを目指していることから、学業成績等に関する要件や支援対象となる大学等に係る機関要件を課していますが、今後も必要に応じ見直しを行いながら、教育の質を確保していくことが重要だと考えています。 |
| 日本共産党 | 「成績要件」と「機関要件」は撤廃すべきです。就学支援は本来、大学で学ぶ学生の権利保障です。大学に合格しているのであれば、あえて「成績要件」を設ける必要はありません。また、支援を受ける大学に「機関要件」を設けることは機会均等の原則に反します。実務経験のある教員による授業科目を標準単位数の１割以上とし、法人の理事に産業界などの外部人材を複数おくよう求める「機関要件」は、大学教育の質の向上に資するものであるという根拠はまったくなく、大学自治への介入です。設置認可の段階で一定の要件を満たしている大学にさらに要件を課す必要はありません。学生が自ら選んだ大学で学ぶことができるよう支援することが求められているのであり、大学に要件を課し、学生が進学先を選ぶ自由を奪うことは許されません。 |
| れいわ新撰組 | 高等教育機関で学ぶ意思のある人すべてが学べる環境を整備するため、「大学等修学支援制度」においては、「成績要件」や「機関要件」だけでなく、「年収要件」もなくすべきと考えます。 |
| 日本維新の会 | 教育の無償化を国民普遍の価値と捉え、年収要件は除外すべきと考える。一方で、我が党の考える教育無償化は、努力次第で望む教育を受けられる機会の平等を保障するものであり、結果平等を追求するものではない。したがって、学ぶ側にも一定の努力や条件設定は必要と考える。加えて、大学側にも経営改革をはじめ、真に国税を投資すべき価値のある教育機関として研究の成果や学びの質の向上などを求めていく。 |

|  |
| --- |
| （３）わが国の大学生のおよそ8割が在籍する私立大学等への経常費補助は、経常費の2分の1補助をめざすとした制度創設当初の目標から大きく逸脱し、現状では補助率が8％台という低水準にまで落ち込んでいます。私立大学の高学費の要因は経常費補助率が低いことにあります。この状況を貴党はどう評価しますか。また、経常費補助費を2分の1まで引き上げるべきとお考えの場合は、いつまでに達成すべきとお考えですか。 |
| 立憲民主党 | 建学の精神や大学の個性と多様性を尊重し、多様な教育の機会を確保するとともに、公私間格差の是正のため、私学助成の充実を推進すべきだと考えいています。 |
| 社会民主党 | 公的補助の乏しさが、経済的に困窮する学生の学びの機会を奪っており問題です。私立大学の経常費補助を２分の１まで引き上げ、最終的には学生ひとりあたりの公財支出が同じ水準となるようにすべきだと考えます。 |
| 自由民主党 | 私立大学の学費には様々な要因が影響しておりますが、2分の1とするよう努めることとされている私立学校振興助成法制定当時の委員会附帯決議の趣旨も踏まえ、 毎年の予算編成において財源を確保しつつ、着実に予算の確保・増額を進めてまいります。 |
| 日本共産党 | 私立大学への経常費補助率が1割を割り込むまで落ち込んでいることが、学費高騰の原因となっています。「私立大学の経常費の2分の1を国庫補助」(1975年国会決議)はすみやかに実現すべきです。学費高騰と保護者の所得減少の同時進行により、学費負担は限界に達しています。保護者の実質賃金は1996年から74万円も減少しています。アメリカではアルバイト時間がゼロという学生は7割ですが、日本では学生の8割が恒常的なアルバイトに従事しています。3人に1人が貸与制奨学金を借り、平均で300万円という借金を背負って社会に出ています。その総額は10兆円にも上ります。今こそ、大学生の8割近くを擁する私立大学がはたす公共的役割にふさわしく、私学への国の支援を抜本的に強める必要があります。学生の学ぶ権利を保障する高等教育機関としては、国立と私立に差異はありません。私立大学にも国公立大学と同様に公費を支出する「公費負担」の原則を確立すべきです。その第一歩として、公費負担によって入学金を廃止し、授業料を半額にすることを提案しています。 |
| れいわ新撰組 | 私立大学等経常費補助は私立大学等の基盤経費であり、それが補助率８％台という低水準であることは、私立大学等の教育・研究条件の低下、学生の経済的負担の増加という影響を与えることになり、ゆゆしき事態と考えます。法成立時の国会附帯決議にあるように、「できるだけ速やかに 2 分の 1」とすべきです。高等教育の学費無償実現を前提とし、まずは5年以内に補助率を2分の１に引き上げるべきと考えます。 |
| 日本維新の会 | 私学の運営経費の補助については、学校側への直接給付ではなく学生側への給付を強化することによって学生の学ぶ機会を担保するとともに、大学間の健全な切磋琢磨を促すべきと考えている。 |

|  |
| --- |
| （４）政府はこの間、学生数や教職員数など定量的な基準に基づき配分することと定められている私立大学経常費補助の「一般補助」に、改革総合支援事業という競争配分を持ち込み、さらに「アウトカム指標」などの評価に基づく配分基準を導入し、それらの割合を高めています。僅かな補助金獲得のための競争をさせたり、学校の規模や教育の特質等の違いに関わりなく「アウトカム指標」を一律に課したりすることは、私立大学の多様で自律的な教育活動を歪めるものです。こうした現状について貴党はどうお考えですか。 |
| 立憲民主党 | 多様で自律的な教育活動を歪めることなく、経常費補助を行うべきだと考えます。 |
| 社会民主党 | 恣意的な評価が入りづらい定量的な基準を原則とすべきだと考えます。 |
| 自由民主党 | 教育の質を保証するために必要な制度であると認識していますが、特に地方の大学・短期大学などでは実情も踏まえ、関係者の皆様のお声をお聞きしながら、必要な政策を推進して参ります。 |
| 日本共産党 | 政府は、「アウトカム(教育の成果）指標も含めた客観的指標を活用したメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進する」とうたっていますが、教育の成果を政府が画一的に評価することはやめるべきです。財政制度等審議会などが「教育アウトカム指標」の一例として、卒業生の奨学金の返還延滞率を示したこともありますが、大学が卒業生の返還に責任を持つことはできません。延滞率を私学助成の配分基準の指標にすれば、所得の低い地方の私立大学の助成が削られることになります。地方の私立大学つぶしにつながります。教育の機会均等に反する暴論です。「アウトカム指標」にもとづく配分は、政府による私学への介入を強める仕組みとなります。経常費補助という私学助成の本来の目的に反するものであり、廃止すべきです。 |
| れいわ新撰組 | 教育の質保証に積極的な大学には補助金を手厚く配分し、そうでない大学は減らすというメリハリが強調されていますが、元々少ない経常費補助金をさらに傾斜配分することは、経営基盤を一層不安定で脆弱なものにすることになります。財政基盤の弱い大学の存在を危うくし、私学の多様性が損なわれると考えます。アウトカム指標など恣意的な評価基準をもってきて大学間でパイの奪い合いをさせるのではなく、大学が「教育研究の質」と「学生の学びの質と水準」の向上に取り組むことができるよう、経常費補助全体の大幅な増額によって基盤整備をすべきと考えます。 |
| 日本維新の会 | 国税を投入する以上、将来の日本を支える人材育成や研究成果について一定のアウトカムを求めるのは当然と考える。ただし、指標そのものが適切であるかどうかは不断に検証し、不適切であれば、野党として改善を求めていきたい。 |

# 質問２．私立大学に対する淘汰政策について

現在、中央教育審議会大学分科会「高等教育の在り方に関する特別部会」において、「高等教育機関の適正規模」をめぐる論議が行われています。私たちは、この「適正規模」の押しつけは地方圏の大学や中小規模大学の淘汰につながりかねないものと強く危惧しています。以下、この点について貴党のお考えをお聞かせください。

|  |
| --- |
| （１）政府は、定員未充足大学に対し、経常費補助の減額、大学等修学支援制度からの除外、学部学科の新設・改組の不認可といったペナルティを課しています。しかし、定員未充足大学であっても、大学設置基準を満たし、決められた大学評価を受けており、何らの問題もない大学です。学生も在籍しており、運営上も問題のない大学です。こうした定員未充足大学を縮小・撤退に追い込む私大淘汰政策はただちに改める必要があると考えますが、貴党はどうお考えですか。 |
| 立憲民主党 | 地方圏の大学や中小規模大学を維持することは地方創生の観点からも必要不可欠であり、「高等教育機関の適正規模」については、慎重に議論を深めるべきだと考えます。 |
| 社会民主党 | 定員割れ私大の補助金の減額は大学の経営悪化に直結し、在学生の学習環境に重大な影響を与えます。学生の立場からも単純な対象除外は問題です。 |
| 自由民主党 | 教育の質の保証や学生保護などの観点から定員未充足についての一定のルールは必要であると考えますが、私立大学は、その地域における教育研究のみならず、地方創生を担う人材の育成や地域産業の活性化の観点からも重要な役割を担っています。その役割をさらに発揮いただく上でも、 大学の機能強化を図るため、大学の連携、統合・再編、縮小・撤退などに向けた支援を充実するとともに、地域における質の高い高等教育を受けられる機会を確保するための改革構想を進めます。 |
| 日本共産党 | 定員未充足大学を縮小・撤退に追い込む私大淘汰政策はただちに改める必要があると考えます。文部科学省は、少子化による定員割れで大学の経営が悪化すると、教育の「質」を維持できないからと縮小・撤退を促しています。しかし、私立大学の経営悪化の最大の原因は、「経常費の２分の１助成」という国会決議を踏みにじって、国庫助成を経常費の１割にとどめていることにあります。私学助成を抜本的に拡充すれば、定員割れでも、経営を安定させ、少人数教育により教育の質を向上させることができます。定員割れ大学に対する経常費助成を減額するペナルティの強化をつづけるなら、地方・中小の大学はつぶされ、進学率の低い地域の進学機会を奪うことになります。明治初期に誕生したわが国の大学は、150年近くの年月をかけて、国民共有の知的財産として発展してきました。その個性と多様性は日本社会の中で育まれたものであり、かけがえのない存在です。大学淘汰ありきではなく、地方・中小の大学への支援強化こそ求められています。 |
| れいわ新撰組 | 賛成です。18歳人口は減少していますが、私大への進学割合は高まっており、私立大学を淘汰しなければならない理由はありません。定員割れは一部の大学の問題だけではなく、定員割れしている大学が教育研究機関として努力していないわけでもありません。むしろ都市と地方の構造的問題が引き起こす歪みの結果ともいえます。定員未充足の大学にペナルティを科し、淘汰を推し進める政策は、地方の多様性を奪うことになりやめるべきです。むしろ、経常費補助を増やし、大学等修学支援制度を拡充することによって、学費を下げ、学生の負担を減らすことで進学率を上げ、定員割れの解消を図るべきと考えます。 |
| 日本維新の会 | 大学間の切磋琢磨は必要である。質の高い教育を行う大学には遠方からでも生徒が集まると考える。大学は、国家の最高学府としての矜持を持って、学生から選ばれる教育環境を目指してほしい。また、産学連携などの取り組みも活発化しており、優れた研究成果を持つ大学は企業との連携において社会貢献し、その知名度を高めたり収益を確保したりすることも可能である。我が党としては「何らの問題もない大学」ではなく、これからの社会を切り開いていく価値の高い大学に積極的に投資をしたいと考えている。 |

|  |
| --- |
| （２）地方中小規模大学の淘汰は、地方に居住する若者の進学環境をよりいっそう悪化させます。自宅から通学できるエリアにある大学が消えていくからです。その結果、経済的事情により進学を断念したり、やむなく県外の大学への進学を選択したりする状況が拡がっていきます。地方において高等教育機関への進学が困難となる状況について貴党はどうお考えですか。 |
| 立憲民主党 | 地方大学は地域経済や社会を支える基盤であり、希望する人が生まれ育った地域で質の高い大学教育を受けられる環境を整えるべきだと考えます。 |
| 社会民主党 | 地方の中小規模私大は、地域での教育権を保障するだけでなく、地域社会の中で極めて重要な役割を担っています。公立大学法人化なども視野に入れて、地域振興と一体の支援策を検討したいと考えます。 |
| 自由民主党 | 意欲と能力のある若者が、置かれた環境によって進学を断念することがないよう、各地域において質の高い教育の機会を確保していくことは重要です。地方の知の拠点たる大学等が、強みと特色を生かして活性化され、その魅力を一層高められるよう支援を進めます。 |
| 日本共産党 | 急速な少子化により2040年以降の大学進学者数は現在より2割減るとの推計は、現在の高学費・低奨学金を前提にしており、都市部と地方、男女の進学格差もそのままです。大学進学率（23年度）は、東京で78％、京都で71％に達していますが、秋田、宮崎は40％にとどまっています。東京と秋田、宮崎では38ポイントもの差があります。男性が59％に対し女性は53％にとどまっています（文部科学省「2023年度学校基本統計」）。この格差を埋めるためには経済的支援の抜本的強化が不可欠です。それぬきに定員を減らせば、格差が残るどころか、むしろ拡大する危険すらあります。日本共産党は、学費無償化を進めるとともに、中小私大、地方私大には私学助成を増額配分し、定員確保の努力を支援する助成事業を私学の自主性を尊重しつつ抜本的に拡充するなど、私立大学の二極化の是正をめざします。 |
| れいわ新撰組 | 急激な人口減少の一方、高等教育機関への進学率が8割近くに及び、ユニバーサル化している現在、高等教育機関で学ぶ意思のある人は誰でも学べる環境を整備すべきです。地方居住者の高等教育機関へのアクセス・選択肢を狭め、都市部居住者との格差拡大に拍車をかける地方小規模大学の淘汰はやめるべきです。逆に、都市部の大学への進学集中、若い人の流出を食い止めるためにも、地方の中小規模私大に手厚く財政支援すべきと考えます。 |
| 日本維新の会 | 経済的事情により進学を断念することはあってはならないと考える。学費の無償化は当然、生活にかかる費用についても今後本人の努力に応じて支援していく制度の強化が必要と考える。また、地方中小規模大学においては地方特性を活かした研究や、教育環境の魅力化を進めることで選ばれる大学となっていくことが求められており、切磋琢磨を期待する。 |

|  |
| --- |
| （３）地方中小規模私立大学の淘汰は、地方の存続をも危うくします。地元の産業や経済を支える人材にとどまらず、保育、医療・看護、保健、福祉といった基幹的な社会サービスの担い手の枯渇に直結するからです。このままでは急激な少子化と同時進行で社会的機能の弱体化に拍車が掛かり、地域社会全体が衰退していくことが予見されます。こうした深刻な問題を回避し、「地方創生」の課題を実現するためには、地方中小規模私立大学を淘汰のターゲットにするのではなく、例えば地方交付税交付金の対象とするなど、その存続に向けた抜本的な振興策を示すことが必要であると考えますが、貴党はどうお考えですか。 |
| 立憲民主党 | 地方大学と産官学の連携を強化し、人口の流出防止・定着を図る必要があると考えています。大学の知と地域が強みを持つ産業・技術を結び付け、地方課題の解決への貢献を図るとともに、地域に仕事をつくり、安心して働けるようにします。地域の人材育成の核となる地方大学への助成を強化し、地方創生に資する魅力的な地方大学をつくり、地域活性化の核とするべきと考えます。 |
| 社会民主党 | 地方の中小規模私大は、地域での教育権を保障するだけでなく、地域社会の中で極めて重要な役割を担っています。公立大学法人化なども視野に入れて、地域振興と一体の支援策を検討したいと考えます。 |
| 自由民主党 | 地方に立地する大学は、ご指摘の通り人材育成の重要な機関です。将来を見据えた経営改革を積極的に行う中小規模私立大学への一層の支援など、地方私立大学の振興に取り組んでまいります。国・地方での財源の在り方については引き続き検討してまいります。 |
| 日本共産党 | 地方中小規模私立大学の存続に向けた抜本的な振興策は必要だと考えます。現在、定員割れの私立大学は320校、全体の53％に達しています（2023年度）。とくに三大都市圏を除く地方の中小規模の私立大学のほとんどが定員割れとなっています。日本共産党は、中小私大、地方私大には私学助成を増額配分し、定員確保の努力を支援する助成事業を私学の自主性を尊重しつつ抜本的に拡充するなど、私立大学の二極化の是正をめざします。「経営困難」法人への指導と称して私立大学の運営に国が不当に介入することに反対します。 |
| れいわ新撰組 | 賛成です。大学は教育・研究機関であるだけでなく、地域社会にとっての文化・経済拠点としての社会貢献の役割を果たしていますし、果たすべきと考えます。人口減少によって社会課題は複雑化・増加しており、その地域社会固有の課題を解決する拠点としての地方私立大学の役割を強化するために、国は地方の中小規模私大への支援を強化すべきと考えます。 |
| 日本維新の会 | 地方への財源移譲を行うことには賛成である。移譲された財源で大学等の高等教育を振興するかどうかは地域の判断に任せればよいと考える。地方に必要な人材は地域それぞれであり、育成する人材も地域が判断し、それが実施できるように地方分権を進めるべきである。 |

# ３．大学の自治の保障について

|  |
| --- |
| （１）ユネスコ総会が1997年に採択した「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」は、大学の自治について「自治は、学問の自由が機関という形態をとったもの」と定義し、政府（加盟国）は「高等教育機関の自治に対するいかなる筋からの脅威であろうとも高等教育機関を保護するべき義務がある」としています。この勧告に賛同されますか。反対であれば、その理由をお示しください。 |
| 立憲民主党 | 賛成。 |
| 社会民主党 | 賛成。 |
| 自由民主党 | この勧告は、日本も参加した第29回国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会において、コンセンサスにて採択されたものです。この勧告の趣旨は日本としても理解できるところです。なお、大学における教育及び研究は、外部からの干渉を受けることなく、自由に自主的に行われることが求められていますが、このような学問の自由を保障するために大学の自主性を尊重する制度と慣行が「大学の自治」であり、それによってわが国では学問の自由を保障しています。 |
| 日本共産党 | 賛成。 |
| れいわ新撰組 | 賛成。 |
| 日本維新の会 | 賛成である。 |

|  |
| --- |
| （２）2014年の学校教育法改正と同施行通知によって、大学自治の中心となる機関である教授会が「重要事項を審議する」機関から、学長が決定を行うに際し「意見を述べる」にとどまる機関へと変質しました。これを契機に教授会を開催しない大学や開催回数を大幅に減少した大学も増えました。この事実をご存じでしようか。私たちは、教授会は大学における学問の自由と自治にとって不可欠であると考えますが、貴党のお考えをお聞かせください。 |
| 立憲民主党 | 2014年の学校教育法改正と同施行通知については把握しています。教授会は専門的知見を持った教員によって構成される審議機関であり、大学において大切な役割を果たしていると考えています。 |
| 社会民主党 | 通知について存じております。教授会を形骸化しかねない通知であり、大学の自治を揺るがしかねません。撤回すべきだと考えます。 |
| 自由民主党 | 2014年の学校教育法改正の趣旨は、教授会の役割が教育研究に関する専門的な審議を行う機関であることを明確化するとともに、大学運営における最終的な権限と責任を有する学長との関係を明らかにするためと承知しております。私立学校が社会の信頼と支援を得て一層発展していくため、学校法人の沿革や多様性にも配慮しつつ、かつ、社会の要請にも応え得る、実効性のあるガバナンス改革を進めます。 |
| 日本共産党 | ご指摘のような事実があることについては承知しています。大学における教育研究をはじめ財務・人事・組織などの運営、学長の選考などは、教授会の審議を基礎にすべきだと考えています。教授会は大学における学問の自由と自治にとって不可欠のものです。すべての教員・職員・院生・学生など大学構成員の意思を尊重して決定できるように学校教育法などの法制度を改正することが求められています。 |
| れいわ新撰組 | 存じております。 教授会は、大学自治と学問の自由を保障するため中心的な役割を果たすべき組織と考えています。大学自治は、教育研究に関する大学の自由を保障するものであり、教授会の形骸化と学長権限の強化は、「大学の自治」のあり方を弱体化させることになると危惧します。 |
| 日本維新の会 | 大学教授であるから経営力があるというわけではないので、研究や教育を行う教授会と大学運営を行う理事会を切り分けることは適切である。大学の経営から切り離されても学問の自由の実現は可能である。 |

# ４．平和と民主主義に関して

|  |
| --- |
| （１）日本学術会議会員の任命拒否問題は、政府の対応について日本学術会議も納得していないことに明らかなように、現在も未解決のままです。また、政府は日本学術会議を法人化しようとしていますが、実質的に同会議の独立性・自主性を侵害するものであり、様々な懸念が指摘されています。政府はこの問題にどのように対応すべきか、貴党のお考えをお聞かせください。 |
| 立憲民主党 | 学問の自由を尊重するため、科学者の代表機関である日本学術会議の組織・制度については政府からの自律性・独立性を担保すべきです。会員選考等については、透明性の向上を図りながらコ・オプテーション方式を維持し、日本学術会議が推薦した候補者をそのまま任命すべきです。 |
| 社会民主党 | 政府は任命拒否を即時撤回すべきです。学術の独立性や自主性を回復させることが必要です。 |
| 自由民主党 | 令和２年１０月の日本学術会議の会員任命（６人が任命されなかった件）については、日本学術会議法に沿って、任命権者である当時の内閣総理大臣が判断を行ったものであると承知しています。学術会議の在り方については、政府においては本年の骨太方針にあるとおり、日本学術会議が世界最高のアカデミーとして科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献することを目的とし、その機能を強化するため、独立性の徹底、自律的な進化と透明性・ガバナンスの担保に向け、独立した法人格を有する組織として必要な法制等について、学術会議の意見も聴きながら、具体的な検討を深めているところと承知しています。 |
| 日本共産党 | いま、政府がすすめようとしている日本学術会議の法人化には反対です。石破茂首相は、任命拒否事件の際に、自身のブログで「（候補者全員をそのまま任命する）がなぜ変わったのかについて、政府側が十分な説明を尽くす必要がある」と主張しました。ならば、直ちに任命拒否に至った全容を明らかにすべきです。違憲・違法の任命拒否はただちに撤回させます。学術会議の法人化の検討ではなく、日本学術会議が求めているように、研究力の回復など、日本の学術の発展のために必要な学術体制全体の抜本的見直しを検討する「開かれた協議の場」を持つことを求めます。日本学術会議の自主的改革を尊重し、予算や事務局体制を欧米のアカデミー並みに増額・充実させます。 |
| れいわ新撰組 | 日本学術会議は、政府・社会に対して日本の科学者の意見を直接提言するナショナル・アカデミーであり、その独立性・自主性は高く保持されるべきです。日本学術会員の6名の任命拒否問題は、憲法２３条で保障する学問の自由を脅かす重大な問題と捉えています。政府はこの6名を任命しなかった判断理由を明らかにし、国民に対する説明責任を果たすべきです。また、学術会議を現在の「国の特別の機関」から国から独立した法人にとする内閣府特命担当大臣決定では、監事の任命権が主務大臣にあり、主務大臣が任命する外部の有識者で構成される評価委員会が業務執行、組織及び運営等について中期的な計画期間ごとに評価を行うとなっており、ご指摘のように学術会議の独立性及び自律性の侵害につながると考えます。さらに学術会議に財政基盤の多様化を求めた上で、必要な財政的支援を行うとしており、国による財政支出の抑制も懸念されます。政府には、日本学術会議の在り方を根本的に変える大臣決定を撤回し、日本学術会議の安定した財政基盤の保証と政府からの自律性・独立性の尊重、会員選任過程への介入を行わないことを求めます。 |
| 日本維新の会 | 日本学術会議の在り方については、国民的な議論を行った上で方向を決めればよいと考える。辞める人が後任者を推薦する方式は、民主的な組織として、適切とは思えない。任免拒否問題で国民の関心が高まったことは好機であり、深い議論を進めるべきである。 |

|  |
| --- |
| （２）学術研究においては、人々の幸福を目的とすること、その成果を広く公開することが原則です。これに対し、軍事研究は目的が異なること、その成果が秘密にされることなど、本来の学術研究とは相容れないものと考えます。貴党は、大学で軍事研究が行われることについて、貴党はどうお考えになりますか。 |
| 立憲民主党 | 学問の自由、研究者の良心などに照らして、慎重な対応をとっていくべきではないかと考えています。日本学術会議が「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」（1950年）、「軍事目的のために科学研究を行わない」（1967年）という声明を発表し、継承していることを重く受けとめるべきです。 |
| 社会民主党 | 戦争につながりかねない軍事研究が行われることについては反対です。 |
| 自由民主党 | 民生分野の研究成果が安全保障分野で活用されたり、安全保障分野で始まった研究成果が社会に還元されるなど、特に先端科学技術には多義性や両義性（いわゆるデュアルユース性）があると承知しています。大学における研究の在り方については、各大学において自主的・自律的に判断されるべきものですが、研究成果を多様な形で社会に還元することが重要との認識のもと、大学の研究開発を支援してまいります。 |
| 日本共産党 | 大学や公的研究機関に対する軍事機関（防衛省や米軍など）からの資金提供や研究協力は、「学問の自由」を脅かすものであり、禁止すべきです。防衛省の「安全保障技術研究推進制度」や新設した「防衛イノベーション科学技術研究所」を廃止し、偵察衛星など宇宙の軍事利用もやめさせます。大学や公的研究機関における研究開発は、非軍事・平和目的に限定し、その成果を暮らしと産業の発展のために広く活用します。軍事機密を理由にした研究成果の公開制限や秘密特許に反対し、宇宙基本法や原子力基本法の「安全保障」条項を削除します。「経済安全保障推進法」を廃止します。 |
| れいわ新撰組 | 大学で目的意識をもって軍事研究が行われることにはもちろん反対です。しかし、当初の目的が人々の幸福を追求したものであっても、研究成果が研究者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうる。例えば、ドローンのように、軍事目的利用と民生部門の利用（山間へき地への物の輸送等）が切り分けられない技術も数多くあります。学術研究が政治権力による管理・統制を受け、軍事目的に動員された歴史的な経験をふまえ、5大学における研究の自主性・自律性、特に研究成果の公開性が担保されなければなりません。しかし、軍事研究においては、研究の秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念もあります。軍事研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきと考えます。 |
| 日本維新の会 | この問いにおける軍事研究の定義が不明である。原子力は核兵器にも原子力発電に使える。核兵器に使えるから原子力の研究をすべきではないという意味であれば、貴連合の意見には反対である。純粋に兵器や武器の製造等を研究することを避けるべきであるという意見であれば賛同する。 |